

「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針（案）」に対する意見

日本生活協同組合連合会

<p>意見</p>	<p>(対象部分) 別添2の 1 ページ目、 1 行目 被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針（案）</p> <p>(意見) 1年2カ月を経過する時間を要したとはいえ、「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針（案）」(以下、本基本方針（案）)が示されたことは、評価するが、唐突な感があり、意見公募の期間も15日間と非常に短く不十分である。公聴会など必要な措置を十分に講じていただきたい。</p> <p>(理由)「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」(以下、子ども・被災者生活支援法)第5条に定める「意見を反映させるために必要な措置」として不十分である。たとえば、愛知県が設置し、NPOが運営する「愛知県被災者支援センター」が福島県や岩手県、宮城県および関東圏などから愛知県に避難された方々を対象に調査を行い、7月に発表した『原発事故・子ども被災者支援法』に関する調査報告書(別添)によれば、「避難者の意見は十分に政策に反映されていないのではないか」をはじめとして多様な要望が出されている。</p>
	<p>(対象部分) 別添2の 2 ページ目、 18 行目 II 支援対象地域に関する事項</p> <p>(意見)「支援対象地域に準じる地域」はその範囲がわかりにくく、福島県内外への避難者の支援につながる地域設定にいただきたい。</p> <p>(理由)被災者が居住・帰還・避難のいずれを選択しても、それぞれの選択に応じて国が支援を行うという、子ども・被災者生活支援法の目的および基本理念に合致させる必要があるため。</p>
	<p>(対象部分) 別添2の 5 ページ目、 下から8行目 III 被災者生活支援等施策に関する基本的な事項 (5) 自然体験活動等を通じた心身の健康の保持</p> <p>(意見)身近なところで遊びや自然体験ができるように線量調査・除染等を実施し、子どもたちが安全に過ごすことのできる屋外の場所の確保をしていただきたい。</p> <p>(理由)例示されている「全天候型運動施設等」も大切だが、身近な屋外で遊べる安全な環境の整備も必要であるため。</p>

	<p>(対象部分) 別添2の 6ページ目、 9行目 III 被災者生活支援等施策に関する基本的な事項 (5) 自然体験活動等を通じた心身の健康の保持</p> <p>(意見) 「福島の子ども保養プロジェクト*」を支援している生協としては、「主として週末に、野外遊び・キャンプ等の機会を提供する『リフレッシュ・キャンプ』を福島県内外で実施する」ことは評価するが、現在民間団体等が実施している活動が継続できるよう支援をしていただきたい。</p> <p>(理由) 多くの民間団体が財政的に厳しい状態にあり、活動の継続が危ぶまれているため。</p> <p>*福島県生協連等が実施する、子どもたちに週末や長期の休み期間中に低線量の地域で過ごしてもらう活動。</p>
	<p>(対象部分) 別添2の 9ページ目、 9行目 III 被災者生活支援等施策に関する基本的な事項 (13) 放射線により健康への影響調査、医療の提供等</p> <p>(意見) 福島県及び近隣県ばかりでなく、それ以外の地域への避難者を対象にした調査を迅速に行っていただきたい。</p> <p>(理由) 避難先から福島に移動して検査を受けやすくする措置が必要である。</p>
	<p>(対象部分) 別添2の 10ページ目、 9行目 III 被災者生活支援等施策に関する基本的な事項 (14) その他</p> <p>(意見) 「民間団体を活用し、行政では手が届きにくいきめ細かな被災者支援を行う」としていることは評価するが、支援を実施する民間団体の意見を今後の施策に反映していただきたい。</p> <p>(理由) 幅広く、多様な活動を展開する団体(生協やNPOなど)の協力・関与が、きめ細かな被災者支援につながるため。</p>

	<p>(対象部分) 別添2の 12ページ目、下から9行目 IV その他被災者生活支援等施策の推進に関する重要事項 1 施策に関する被災者への情報提供</p> <p>(意見) ①「原賠ADR時効中断特例法」について、被害者へ一層の情報提供による周知を行っていただきたい。②原子力損害賠償紛争解決センターへの申し立てをしていない場合を含め「原子力事故」の被害の特性に鑑みた消滅時効(3年)・除斥期間(20年)についての必要な措置を可能な限り早期に講じていただきたい。</p> <p>(理由) ①「原賠ADR時効中断特例法」については本年(2013年)6月に成立・施行されたことから、その存在を知らない方も多いと思われるため。</p> <p>②早ければ2014年3月にも時効を迎え損害賠償請求ができなくなることは、不安定な立場に置かれている被害者の状況を鑑みるに妥当ではなく、時効の適用除外をはじめ、何らかの措置が必要であると考えするため。</p>
	<p>(対象部分) 別添2の 12ページ目、下から3行目 IV その他被災者生活支援等施策の推進に関する重要事項 2 基本方針の見直し</p> <p>(意見) 「本基本方針は、法の附則第2条に定める支援対象地域等の対象となる区域の見直しにあわせ、必要に応じ、その内容を見直すこととする。」とあるが、毎年継続的に見直していただきたい。</p> <p>(理由) 本基本方針(案)は、被災者の声を十分に反映させているものとはいえないため、また被災者の生活も不安定なため、予算を伴う施策の要否を決める基本方針の毎年継続的な見直しは必要であると考えため。</p>